

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更
- ・森林病虫害等の防除命令（2件）
- ・道路の区域変更（4件）
- ・道路の供用開始（3件）
- ・急傾斜地崩壊危険区域の追加指定

所管課（室）名

障 害 福 祉 課

//

//

//

森 林 整 備 室

道 路 維 持 課

//

砂 防 課

◎ 公 告

- ・都市計画の図書の縦覧
- ・落札者等

都 市 政 策 課

警 察 本 部 会 計 課

告 示

長崎県告示第132号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

番号	医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
1	柴田 英貴	内科	医療法人済家会 柴田長庚堂病院	島原市中堀町68番地	令和7年3月1日
2	田代 良樹	内科	医療法人樹愛会 うえだ記念内科クリニック	大村市諏訪1丁目670番地1	令和7年3月1日
3	明島 直也	整形外科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和7年3月1日
4	吉村 正太	脳神経外科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和7年3月1日
5	渡邊 潤平	循環器内科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和7年3月1日

6	古賀 哲	呼吸器内科	長崎県島原病院	島原市下川尻町7895	令和7年3月1日
7	田島 和昌	消化器内科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和7年3月1日
8	澤瀬 篤志	腎臓内科	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205番地	令和7年3月1日
9	赤岩 圭一	外科	公益社団法人地域医療振興協会 市立大村市民病院	大村市古賀島町133-22	令和7年3月1日
10	西口 奈菜子	小児科	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	大村市久原二丁目1001-1	令和7年3月1日

長崎県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
吉田医院	長崎市桜馬場1-10-17	令和7年3月1日

長崎県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
えにし薬局	西海市西海町木場郷531番地1	令和7年2月1日
みなとまち薬局	佐世保市湊町4番13号 1階A号室	令和7年3月1日
鶴見台薬局	長崎市鶴見台1-2-14	令和7年3月1日
ヤクシン薬局 浦上駅前	長崎市川口町1番49号	令和7年3月1日

長崎県告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日

ケアランド訪問看護ステーション	西彼杵郡時津町浦郷428番地13	令和7年2月1日
訪問看護ステーションぱんだ佐世保	佐世保市白岳町1002-4	令和7年3月1日
訪問看護ステーションいしずえ壱岐	壱岐市郷ノ浦町初山西触字松林591番1	令和7年3月1日

長崎県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
医療法人 南風会 浦上病院	南島原市南有馬町甲1285-1	令和7年3月1日
医療法人社団 清和会 山住医院	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1759-9	令和7年3月1日
医療法人 愛恵会 平戸愛恵病院	平戸市田平町野田免202	令和7年3月1日
医療法人社団 ひらゆ医院	雲仙市小浜町北野1069	令和7年3月1日
医療法人 長寿会 清原龍内科	長崎市川口町8-20	令和7年3月1日
医療法人 友愛会 田川クリニック	長崎市浜口町14-16	令和7年3月1日
医療法人 見松会 あきやま病院	諫早市目代町737番地1	令和7年3月1日
医療法人 博愛会 哲翁病院	南島原市口之津町甲1181番地	令和7年3月1日
医療法人 慶友会 西海病院	佐世保市権常寺町1500番地	令和7年3月1日
医療法人 伴帥会 愛野記念病院	雲仙市愛野町甲3838-1	令和7年3月1日

長崎県告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	更新年月日
有限会社 三星堂薬局	長崎市浜口町14-19	令和7年3月1日

有限会社 あいおい薬局	佐世保市浜田町1番16号	令和7年3月1日
長崎中央調剤薬局	大村市久原2-1066-17	令和7年3月1日
石原薬局 大村店	大村市東三城町148番地1	令和7年3月1日
三星堂調剤薬局	長崎市浜口町13-3	令和7年3月1日
黒髪調剤薬局	佐世保市黒髪町649番14	令和7年3月1日
エビス薬局	長崎市上戸町1-10-38	令和7年3月1日
開生薬局	長崎市目覚町4番10号	令和7年3月1日
茂里町薬局	長崎市目覚町5番19号	令和7年3月1日
はいき1丁目薬局	佐世保市早岐1丁目1-20	令和7年3月1日
有限会社 まつお薬局	佐世保市宮田町1-21	令和7年3月1日
ひすい堂薬局	長崎市勝山町6-1	令和7年3月1日
野いちご調剤薬局	長崎市西海町1719-4	令和7年3月1日
ニック調剤薬局 木場店	五島市木場町570-4	令和7年3月1日
とまと薬局	長崎市平野町23-6	令和7年3月1日
そうごう薬局 大村駅前店	大村市東本町143	令和7年3月1日
そうごう薬局 郷ノ浦店	壱岐市郷ノ浦町東触813-1	令和7年3月1日
そうごう薬局 真崎店	諫早市真崎町1610-14	令和7年3月1日
しらいと薬局	長崎市愛宕3-13-2	令和7年3月1日
しまばら薬局	島原市広馬場町336	令和7年3月1日
健康堂薬局 くちのつ店	南島原市口之津町丁5621-5	令和7年3月1日
かわはら薬局 宇都店	諫早市宇都町168-5	令和7年3月1日
かわさき薬局 大野店	佐世保市田原町9-3	令和7年3月1日
カサマツ薬局	諫早市山川町1-5	令和7年3月1日

オランダ坂薬局	長崎市大浦町9番18号	令和7年3月1日
あんず薬局	佐世保市上本山町1032-1	令和7年3月1日
勝山薬局「住吉」	長崎市若葉町13-9	令和7年3月1日
勝山薬局（森ノ木店）	長崎市弁天町18-4	令和7年3月1日
勝山薬局（石神店）	長崎市石神町13-47	令和7年3月1日
勝山薬局	長崎市桜町5-7	令和7年3月1日
東町薬局	長崎市東町1918番地3	令和7年3月1日

長崎県告示第138号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護）として次のとおり指定を更新した。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
長崎南訪問看護ステーション “21”	長崎市田上2丁目14番15号	令和7年3月1日
訪問看護ステーションエスポワール	諫早市貝津町1664-6 コーポ北村201号	令和7年3月1日
日本赤十字社長崎原爆諫早病院訪問看護ステーション	諫早市多良見町化屋986番地2	令和7年3月1日

長崎県告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市元船町12-1 フレス大波止ビル2階	令和6年5月1日
旧	こころ元気クリニック	長崎市元船町12-1 タカラビル2階	
新	変更なし	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷759-9	令和6年12月2日
旧	医療法人社団 清和会 山住医院	東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷395-3	
新	恵寿病院訪問看護ステーション	変更なし	令和3年8月1日

旧	訪問看護ステーション恵仁荘	諫早市有喜町593番地1	令和7年2月1日
新	変更なし	長崎市目覚町6-1 OP目覚ビル1階	
旧	あいず訪問看護ステーション長崎	長崎市岩川町15-17アクアフォール岩川1階	

長崎県告示第140号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間**(1) 区域**

小値賀町、壱岐市の区域内に存する森林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに壱岐市役所及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和7年5月10日から令和7年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第141号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による森林病虫害等の防除命令の内容となる事項は、次のとおりである。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 区域及び期間

(1) 区域

長崎市、大村市、西海市、川棚町、雲仙市、南島原市、佐世保市、小値賀町、五島市、新上五島町、壱岐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を長崎県農林部森林整備室並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

令和7年5月10日から令和7年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が蔓延し、1の(1)に掲げる区域の松林に大きな損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置が完了した日から30日以内に、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長にその旨を届け出なければならない。ただし、(2)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする場合は、別に定める申請書を当該措置が完了した日から30日以内に、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行った場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(5) 1の(1)に掲げる区域内において樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

長崎県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市愛野町甲303番1地先から 雲仙市愛野町甲4432番2地先まで	前	21.5～101.0	50.0	
	後	17.0～89.5	50.0	

長崎県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市愛野町甲301番28地先から 雲仙市愛野町甲303番1地先まで	前	13.7~48.4	17.2	
	後	13.7~26.3	17.2	

長崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市調川町下免707番1地先から 松浦市調川町下免707番1地先まで	前	26.6~28.5	19.1	
	後	27.0~31.8	19.1	

長崎県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 雲仙千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市千々石町庚字上通山4763番23地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4763番15地先まで	前	17.1~34.1	59.0	
	後	17.1~36.1	59.0	

長崎県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市調川町下免707番1地先から 松浦市調川町下免707番1地先まで	令和7年3月11日

長崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙千々石線	雲仙市千々石町庚字上通山4763番23地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4763番15地先まで	令和7年3月11日

長崎県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ坂瀬川港線	西海市西彼町八木原郷3227番7地先から 西海市西彼町八木原郷3227番37地先まで	令和7年3月11日

長崎県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を令和5年2月3日長崎県告示第68号による滑石5丁目（6）地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			滑石5丁目（6）（追加）	
所在地	市町名	大字	字	地番
	長崎市	滑石5丁目		1636番13の一部、1636番33の一部、1636番34、1706番16の一部、1706番17の一部、1706番21、1723番1の一部、1723番3

公 告

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画下水道（長与公共下水道）（長与町決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等の名称及び数量
長崎県内の警察施設で使用する電力 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号 電話 095-820-0110
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和7年2月12日
- 6 落札者
香川県高松市林町1964-1
日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二
- 7 落札価格
98,856,028円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和6年12月24日
- 9 落札方式
最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
（八二四）
二一
二一
四一

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏リ
弥ト